

茨城女子短期大学公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和 7 年 11 月 10 日
統括管理責任者決定

茨城女子短期は、文部科学省が制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 19 日(令和 3 年 2 月 1 日改正)文部科学大臣決定)に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を以下のとおり策定し、実施するものとする。

【コンプライアンス教育】

対象: 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員

目的: 自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること。

頻度: 新規着任時を必須とし、その後は、年 1 回当たり受講することを推奨する

方法: 対面又はオンラインでの研修・説明会、e-ラーニングやテキストによる学習等

【啓発活動】

対象: 全ての構成員

目的: 不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること

頻度: 研究費統括管理責任者からコンプライアンス推進責任者あてへ啓発活動通知を行うこと(繰り返し実施することで意識付けを図る)

方法: 既存の会議等を通じた意識啓発、会議体・Web サイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、アンケート等

啓発活動は、コンプライアンス教育と併用し、その内容を補完することで、不正防止計画や内部監査の結果、に基づいて不正発生要因等に関する検討を行い認識の共有を図る。また、コンプライアンス教育で知識を習得し、啓発活動により頻繁に意識の向上と維持・浸透を相互補完しながら、効率的・効果的に不正を起こさせない組織風土の形成を図る。